

○ 電子ファイルの作成基準

- 1 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。
 - (1) doc 形式 (MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (2) docx 形式 (MicrosoftWord2021 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (3) xls 形式 (MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (4) xlsx 形式 (MicrosoftExcel2021 で読み取りが可能なものに限る。)
 - (5) pdf 形式 (Adobe Acrobat Reader DC で読み取りが可能なものに限る。)
 - (6) jtd 形式 (一太郎 Pro4 で読み取りが可能なものに限る。)
- 2 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- 3 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染していないか確認し、コンピュータウイルスに感染したファイルを添付してはならない。
- 4 1、2 及び 3 によらず提出された場合は、提出がないものとみなす